



2017年 6月作成 5版
貯法 密閉容器
動物用医薬品
テトラサイクリン系抗菌薬
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

承認指令書番号	農林水産省指令21動物第1598号
販売開始	1995年7月



〔用法及び用量〕

1日体重1kg当たり、ドキシサイクリンとして下記の量を飼料に均一に混じて7日間経口投与する。
豚：6～12mg(力価)
鶏：6～24mg(力価)

又は、飼料1t当たり、ドキシサイクリンとして下記の量を均一に混じて7日間経口投与する。

豚：100～200g(力価)

〔使用上の注意〕

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

- (一般的な注意)
 - ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
 - ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
 - ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
 - ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
 - ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

〔注意〕 本剤は医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(豚・鶏(産卵鶏を除く。))について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚(産卵鶏を除く。)：食用に供するためにと殺する前10日間
鶏(産卵鶏を除く。)：食用に供するためにと殺する前10日間

(使用者に対する注意)

- ・飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。
- ・本品の取扱い時には、防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用すること。
- ・本剤を素手で取り扱った場合、直ちに手をよく洗うこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
- ・開封後はできるだけ速やかに保管すること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・使い残しの保管は袋の口をしっかりと閉め、湿気について保管すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い廃分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

- (使用者に対する注意)
 - ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
 - ・本剤が誤って眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
 - ・本剤の有効成分と類似する成分でヒトや実験動物に対する催奇形性に関する報告があるので、妊娠中の女性が投与作業を行う場合は、薬剤が直接皮膚に触れたり、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。
 - ・本剤を使用した後あるいは皮膚に付着したときは右けん等でよく洗い、水で十分うがいをすること。
- (豚及び鶏に関する注意)
 - ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

① 重要な基本的注意

- ・本剤の有効成分と類似する成分で実験動物で胎子毒性が認められているので、妊娠している動物への使用の可否については慎重に判断すること。

注意 - 獣医師等の処方箋・指示により使用すること

注意 - 使用基準の定めるところにより使用すること

〔有効期間〕

36ヶ月

〔製品情報お問い合わせ先〕

フジタ製薬株式会社
〒193-0942 東京都八王子市鴨田町1211
電話 (042) 661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

②登録商標

17R5

